

令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）会議録（第1日）

令和3年8月30日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第7号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 承認第4号 功労者等の承認について
- 11 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について)
- 12 議案第37号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 13 議案第38号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第39号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第41号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 議案第42号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 19 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 兵庫県市町交通災害共済組合同規約の変更について
- 24 議案第49号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 25 議案第50号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 26 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 32 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)
- 33 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第7号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 承認第4号 功労者等の承認について
- 11 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について)
- 12 議案第37号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
- 13 議案第38号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第39号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第41号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 17 議案第42号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 18 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 19 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 24 議案第49号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 25 議案第50号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 26 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 32 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)
- 33 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之

5番	長谷川 正 信	6番	上 山 隆 弘
7番	中 薮 清 志	8番	堀 卓 史
9番	首 藤 佳 隆	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	井 村 淳 子
13番	藤 澤 元之介	14番	玉 田 正 典

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	教 育 長	沖 汐 守 彦
総 務 部 長	森 田 好 紀	生活福祉部長	嶋 津 一 弥
経済建設部長	松 谷 真 利	教 育 次 長	栗 岡 正 則
財 政 課 長	佐々木 信 人	監 査 委 員	村 瀬 敏 紀

議長挨拶

○議長（玉田正典） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）が開会できますこと、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会は人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算、令和2年度一般会計・特別会計・企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には令和2年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。

何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） おはようございます。

令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日本付近に停滞していた前線による西日本を中心とした記録的な大雨もようやく峠を越し、暦の上では秋でございますが、立秋とは名ばかりで、まだまだ暑い日が続いております。兵庫県においては新型コロナウイルスの新規感染者が再び増え、感染の第5波が急拡大し、8月20日より4度目の緊急事態宣言の最中にあり、住民の皆様の生活の制限を余儀なくされている状態が続いております。太子町においては、5月10日から町内の医療機関で高齢者への新型コロナウイルスのワクチン接種をはじめ、7月10日からは満12歳以上の方への受付も開始し、住民の皆様への早期接種に取り組んでおります。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて

本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事をはじめ、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。また、後日追加で契約案件2件、同意案件2件を提出させていただく予定としております。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(玉田正典) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回太子町議会定例会(第494回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(玉田正典) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉田正之議員、長谷川正信議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(玉田正典) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの26日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(玉田正典) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和3年第3回定例会において議決され、その取扱いを議長に一任されておりました「少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」につきまして、議決後、直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等28件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度5月分、令和3年度5月分、6月分及び7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、中井義之総務課長、福井照子町民課長、大谷康弘生活環境課長、北陽一郎社会福祉課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。また、このうち杉原勝由副町長には会議への出席要求をいたしておりましたが、本日と定例会2日目の会議を欠席したい旨の届けがありましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（玉田正典） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、6月28日、7月5日、7月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 報告第7号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

○議長（玉田正典） 日程第5、報告第7号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第7号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により債権を放棄したものについて、同条例第7条の規定により放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した事由を報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（玉田正典） 日程第6、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものでございます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につ

いて

○議長（玉田正典） 日程第7、報告第9号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（沖汐守彦） 報告第9号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の執行状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものです。

点検及び評価の対象は令和2年度に推進した主な教育諸事業で、学校教育の充実、社会教育の充実を基本として、各施策・事業ごとに点検・評価を実施しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（玉田正典） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第9号を終わります。

~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（玉田正典） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の瀧口たか子氏の委嘱期間が来年3月31日付をもって任期満了となります。瀧口氏は平成31年4月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き瀧口氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推せんすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり推せんすることに決定しました。

~~~~~

日程第9 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（玉田正典） 日程第9、同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております藤原八郎氏の任期が令和3年9月29日付をもって満了となるため、その後任として太子町福地129番地に在住しておられる丸尾淳氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

丸尾氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は令和3年9月30日から令和6年9月29日までの3か年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、採決を行います。

これから同意第8号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（玉田正典） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上山隆弘議員及び中藪清志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（玉田正典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（玉田正典） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(玉田正典) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

上山隆弘議員及び中藪清志議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(玉田正典) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 12票、反対 1票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第10 承認第4号 功労者等の承認について

○議長(玉田正典) 日程第10、承認第4号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第4号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により、功労者の表彰を行いたく町議会の承認を求めるものでございます。本年度は7月19日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得た社会功労賞3名、スポーツ功労賞2名の承認を求めるものであります。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(玉田正典) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長（玉田正典） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。お諮りします。

本日の日程第11、承認第5号から日程第32、認定第7号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 承認第5号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（玉田正典） 日程第11、承認第5号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第5号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられ、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については、契約により同機構が市区町村長に委託して行うことができるとの規定が新たに定められました。地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結する前に、関係する太子町手数料条例の個人番号カードの再交付手数料について改正する必要があるため、専決処分により一部を改正したものです。

改正内容は、個人番号カードの再交付手数料の規定部分を削除するものであります。施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行日と合わせ、令和3年9月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第37号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（玉田正典） 日程第12、議案第37号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第37号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ6億339万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億5,622万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入の追加と繰入金、町債の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、

消防費、教育費の追加であります。また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第37号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算では前年度決算に伴う繰越金の追加や地方交付税及び国県支出金、町債等の補正、歳出予算では人事異動等に伴う人件費の補正として職員給、手当等、市町村職員共済組合の負担金率の改定などを反映した総額94万円、会計間異動を含めた全会計では137万2,000円の減額のほか、事業執行に係る必要経費を補正するものでございます。参考資料の議案概要書2ページからも併せて御覧ください。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節7報償費9万9,000円は、住民や事業者等を対象に地域協働及び情報発信を主眼に置いた研修を県補助金を活用して実施するものでございます。節10需用費のうち消耗品費18万円の追加は、地域のにぎわい創造や活性化を目的とする県の地域再生大作戦に関して集落の元気度や住民意向に係る調査を実施する経費などでございます。また、印刷製本費12万7,000円は、県補助金の活用によるまちの魅力を発信するための移住・定住パンフレット及び公共交通利用促進パンフレットの作成経費を計上しております。節18負担金・補助及び交付金のうちレンタサイクル事業補助金180万円は、JR網干駅周辺でのレンタサイクル事業の実施に向け、県補助金を活用して1事業者あたり60万円を上限に電動自転車購入費などの初期経費を補助するものであります。また、バス停整備事業補助金626万6,000円につきましても、県補助金を活用し、ふるさと文化村への交通アクセスと路面バスの利用促進など、利便性の向上を目的として丸尾建築あすかホール南側にバス停を新設するための費用を事業者に補助するものでございます。

目8電子計算機費、節13使用料及び賃借料25万3,000円の追加は、県の情報セキュリティクラウドの更改に伴うメールの無害化や原本保管等に係るソフトウェアのライセンス費でございませぬ。

目11自治振興費につきましては、町制施行70周年記念事業に係る財源更正であります。県のひょうご地域創生交付金に採択された事業費について、当初のふるさと応援基金から振り替えるものでございます。

目13基金費、節24積立金、財政調整基金積立金2億9,586万円の追加は、前年度決算による実質収支額の2分の1以上の積み立てを規定した地方財政法第7条第1項によるものでございます。また、公共施設建設基金積立金2億円の追加につきましては、公共施設等の老朽化対策として積み立てるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金・補助及び交付金、高齢者等住宅改造費助成金216万円の追加は、利用者の増加に応じた決算見込みによるものでございます。節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を人件費の補正に伴い、555万1,000円を減額するものでございます。

目2老人福祉費、節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金を介護給付費や人件費の補正に伴

い、1,431万1,000円追加するものでございます。

目3 高齢期移行者医療費及び目6 障害者医療費の補正は、前年度事業費の精算による返還金で
ございます。

目4 後期高齢者医療費、節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を主に人件費の補正に
伴い、186万9,000円追加するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目3 保育所運営費150万円の追加は、園児の登園、降園状況などを管理する
システムの導入経費について補助するものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節27繰出金は、水道事業会計繰出金を人
件費の補正に伴い、29万2,000円減額するものでございます。

目2 予防費のうち節12委託料2,784万5,000円の追加は、医療機関における休日及び時間外のコ
ロナワクチン接種について、国の負担による人件費加算額を補正するものでございます。節22償
還金・利子及び割引料は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

20ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18負担金・補助及び交付金128万4,000円
は、当初予算における「法人化・高度化促進施設整備事業」が県で全面的に改正され、ICT化
や経営の専門的な人材確保に係る経費への補助を追加した「農業経営スマート化促進事業」とし
て拡充分とともに組み替えるものでございます。

項2 林業費、目1 林業振興費、節18負担金・補助及び交付金300万円は、西播磨の山城として
県補助金を活用し、楯岩城への来訪者の利用環境を整備するため、登山道入り口にある既存トイ
レの改修費を補助するものでございます。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、節12委託料2,141万9,000円は、
法定橋梁点検結果に基づく中道跨線橋の修繕設計業務等の委託経費について予算額の不足が判明
したため、所要額を追加するものでございます。

22ページをお願いいたします。

項4 都市計画費、目2 下水道事業費、節27繰出金は、下水道事業会計繰出金を人件費の補正に
伴い、18万7,000円追加するものでございます。

目3 公園管理費、節14工事請負費260万円は、県補助金を活用し、総合公園北西入り口にある
老朽化した案内看板を更新するものでございます。節17備品購入費9万円は、県補助金を活用
し、体験学習施設で開催する屋内外のイベントや環境学習講座等で使用可能な拡声器を1台購入
するものでございます。

目4 公園事業費、節12委託料81万円は、平成26年度及び平成28年度に施工した電線埋設管路に
閉塞箇所が見つかったため、機能復旧に要した費用を施工業者に求めるための事務経費でござい
ます。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節5 災害補償費13万3,000円は、前年度末に発
生した会計年度任用職員の公務災害補償に係る費用でございます。

目3 教育振興費につきましては、スクール・サポート・スタッフ配置事業に係る県の補助金交
付決定に伴う財源更正でございます。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、節10需用費、修繕料は、石海幼稚園の雨漏りや太田幼稚園
のネットフェンス等を修理するものでございます。

24ページをお願いいたします。

項5 社会教育費、目8 歴史資料館費、節10需用費、修繕料は、県補助金等を活用した民俗資料

館のかやぶき屋根の修理について想定以上の劣化状況が判明したため、建物の維持に必要な費用を追加するものでございます。節18負担金・補助及び交付金12万6,000円につきましては、西はりま山城復活プロジェクトの一環として歴史資料館などで頒布している西播磨ツーリズム協議会が作成した御城印や書籍等の売払収入のうち、販売手数料を除いた額を同協議会に納付するものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費は、劣化した太田公園グラウンドの防球ネットについて公園の南側と東面を更新するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金405万2,000円は、交付額の確定に伴う減収補填特例交付金の追加でございます。

款11地方交付税は、普通交付税の交付額が21億4,134万3,000円と決定したことに伴う補正でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、歳出予算の補正に伴う追加でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金及び目2民生費国庫補助金につきましては、交付決定及び歳出の補正等に伴う追加でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、ひょうご地域創生交付金1,664万3,000円につきましては、県に事業採択され、歳出予算に計上した地域創生の取り組みに対する交付金で、補助率は2分の1でございます。また、地域再生大作戦未実施集落元気度調査補助金8万円は、県が過疎化や高齢化の進行により活力が失われつつある地域の再生及び活性化を総合的に支援するための補助金で、補助率は10分の10でございます。

目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金は、歳出予算の補正及び前年度事業費の精算に伴う追加でございます。節2児童福祉費補助金は、「保育対策総合支援事業」について、県の補助ではなく国の補助として整理する必要があると判明したため、全額を減額しております。

目4農林水産業費県補助金につきましては、歳出予算の補正に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

目7教育費県補助金につきましては、交付決定に伴う追加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億7,314万9,000円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目2ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと応援基金の充当を予定していた事業がひょうご地域創生交付金の対象事業に採択されたことに伴い、232万5,000円を減額しております。

款20繰越金につきましては、令和2年度一般会計決算の実質収支額との差額を補正するものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節2民生費雑入2,386万5,000円は、後期高齢者療養給付費の前年度精算金でございます。節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。節7教育費雑入15万6,000円につきましては、歳出の24ページで説明申し上げました西はりま山城復活プロジェクトに係る御城印や書籍等の県啓発物品の売払収入でございます。

款22町債、項1町債、目4臨時財政対策債は、普通交付税の算定に伴い決定した発行限度額について、7,744万円を減額するものでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正は、先ほど申し上げました臨時財政対策債の補正に合わせて限度額を変更するものでございます。

以上で議案第37号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第38号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（玉田正典） 日程第13、議案第38号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第38号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正及び前年度精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,785万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の減額と繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費の減額と諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第38号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては人事異動等に伴う一般会計繰入金の減額、前年度決算額の確定による繰越金の追加等を行う補正であります。歳出予算におきましては、人件費の減額、令和2年度保険給付費等交付金の実績精算による償還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、異動等に伴う人件費補正として555万1,000円を減額しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、令和2年度保険給付費等交付金、令和3年2月診療分の実績精算による償還金1,533万3,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において歳出の総務費において人件費を減額したことから、人件費分と同額の555万1,000円を減額しております。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、歳入歳出の財源調整として469万5,000円を減額しております。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、令和2年度実質収支額3,002万8,711円から当初予算措置額を差し引いた2,002万8,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,785万9,000円とするものであります。

以上で令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第14 議案第39号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（玉田正典） 日程第14、議案第39号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第39号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、実績精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ9,400万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,638万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費、諸支出金の追加と地域支援事業費、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第39号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では前年度決算額の確定による繰越金及び前年度精算金の追加に加え、介護給付費等の追加に伴う支払基金交付金等を補正するものでございます。歳出は、異動等による人件費及び前年度決算額の確定による償還金に加え、決算見込みによる介護給付費等を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、異動等による職員人件費の補正で、節2給料で318万7,000円、節3職員手当等で127万5,000円、節4共済費で91万1,000円、節18負担金・補助及び交付金で49万8,000円を追加しております。

また、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費につきましては、社会保険料の随時改定により、節4共済費で4万3,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、4月から6月までの実績を昨年度と比較し、介護サービスの利用者が当初より上回ると見込まれることから、目1居宅介護サービス給付費で8,296万円、目5居宅介護住宅改修費で530万3,000円を追加しております。

また、項6市町村特別給付費、目1市町村特別給付費につきましては、対象者が増となったことに伴い、15万円を追加しております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目4高額医療合算介護予防支援サービス費につきましても、介護サービスの利用者が当初よりも上回ると見込まれることか

ら、25万9,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

項4包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費につきましては、介護支援専門員の応募がなかったこと等により、節1報酬で232万2,000円、節3職員手当等で72万8,000円を減額し、節4共済費で18万2,000円、節8旅費で8万9,000円を追加しております。

目5認知症総合支援事業費につきましては、異動等による職員人件費の補正で、節3職員手当等で7万5,000円、節4共済費で3万8,000円追加し、節18負担金・補助及び交付金で1,000円を減額しております。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので175万5,000円を減額しております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、各事業の令和2年度分を精算した結果、国庫、県費、支払基金への返還金としまして総額383万7,000円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、令和2年度事業精算の結果、53万4,000円を追加しております。

款5支払基金交付金と款6県支出金及び款8繰入金につきましては、歳出で申しあげました介護給付費等の追加に伴う歳入の追加でございます。その中で節2過年度分と表記しております分につきましては、令和2年度事業の精算金でございます。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金として3,737万2,000円を追加しております。

以上で議案第39号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第15 議案第40号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（玉田正典） 日程第15、議案第40号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第40号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,032万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金、諸収入の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第40号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては事務費繰入金の追加、前年度繰越金の追加、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入を追加するものでございます。歳出予算においては、人件費の追加、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員人件費を204万6,000円追加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、これにつきましては令和3年4月及び5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を49万9,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整を行うため、186万9,000円を追加しております。

款5繰越金は、令和3年4月、5月収納の保険料を令和2年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため、当初から繰越金として890万円を計上していましたが、令和2年度決算の実績に基づきまして50万2,000円を追加しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等の調整のため、戻入を17万4,000円追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第41号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（玉田正典） 日程第16、議案第41号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第41号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に1,334万7,000円を追加し、収益的収入の総額を5億5,307万7,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用から845万円を減額し、収益的支出の総額を5億1,516万1,000円としております。

次に、第3条は、当初予算第8条に定める「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」でございますが、職員給与費の額を減額しております。

第4条は、当初予算第9条に定める「他会計からの補助金」の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして減額するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第41号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費関係経費について補正するものであります。議案書1ページをお願いいたします。

第2条、第1款、事業収益は、第2項、営業外収益を1,334万7,000円追加し、総額を5億5,307万7,000円としております。内容は4ページの内訳明細書にありますように、総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に係る児童手当17万円、基礎年金拠出金12万2,000円の減額により、他会計補助金29万2,000円を減額するものでございます。また、職員の異動に伴う退職給付費引当金、年度末に全職員が退職した場合に必要な退職手当相当額の本年度末所要額が令和2年度末所要額を下回ることとなりましたので、1,363万9,000円を収益化するものでございます。

次に、議案書1ページ、収益的支出の第1款、事業費用は、第1項、営業費用を845万円減額し、総額を5億1,516万1,000円としております。その内訳としまして、4ページに掲げておりますが、原浄水費、給水費、総係費におきまして、異動職員に係る給料、手当、次年度の夏期手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、総係費では退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額につきまして補正をしております。

1ページ、第3条は、当初予算8条に定める「議会の議決を経なければ流用できない経費」の補正でございますが、職員給与費の補正額である828万9,000円を減額し、補正後の額を6,502万8,000円としております。

最後に、第4条は、当初予算第9条に定める「他会計からの補助金」の補正でございますが、第2条の収益的収入、第1款、事業収益、第2項、営業外収益の補正による29万2,000円を減額し、9,114万7,000円に改めるものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第42号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（玉田正典） 日程第17、議案第42号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第42号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1、下水道事業収益に18万7,000円を追加し、収益的収入の総額を11億7,630万4,000円としております。また、収益的支出の款1、下水道事業費用に342万7,000円を追加し、収益的支出の総額を12億1,078万6,000円としております。

第3条は、当初予算第8条に定める「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」でございますが、職員給与費の額を追加しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第42号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費関係の補正を行うものであります。

1 ページをお願いいたします。

第2条では、収益的収入の第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益を当初予算に18万7,000円追加し、事業収益の総額を11億7,630万4,000円としております。内容は4ページの内訳明細書にありますように、総務省が定める「一般会計繰出基準」に基づき、職員の異動に係る児童手当13万5,000円の追加及び基礎年金拠出金5万2,000円の追加により他会計負担金18万7,000円を追加するものでございます。

また、1ページ、収益的支出では、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用に342万7,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億1,078万6,000円としております。その内訳としまして、4ページに掲げておりますが、管渠費、総係費におきまして、異動職員及び会計年度任用職員に係る給料、手当、次年度の夏季手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加え、総係費では退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額につきまして補正をしております。

次に、1ページ、第3条は、補正予算第8条に定める「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の補正でございますが、職員給与費の補正額である307万8,000円を追加し、補正後の額を4,104万5,000円としております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（玉田正典） 日程第18、議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、令和2年度水道事業会計の決算収支において未処分利益剰余金1,894万2,873円が生じたことにより、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

お手数ですが、認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての決算書の5ページ、令和2年度の損益計算書を御覧いただきたいと思います。

決算書5ページ、第1から第6の項目、各収益、利益から費用、損失等をそれぞれ差し引いた結果、最下段の当年度未処分利益剰余金1,894万2,873円が生じております。

次に、決算書の6ページ、令和2年度の剰余金計算書を御覧ください。

資本金と剰余金の状況を示したものですが、表の右のほう、未処分利益剰余金の前年度末残高5,367万6,408円は、現金収入を伴わない長期前受金の収益化により生じたので全額を資本金に繰り入れて処分をいたしました。そして、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたので、決算書の7ページ、令和2年度の剰余金処分計算書（案）のとおり、全額を資

本金に繰り入れて処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経てこれを行うものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第19、議案第44号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第44号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止や行政のデジタル化の実現のため、行政手続に係る押印原則の見直しが国において推奨され、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体においても押印等の見直しが求められております。当町においても、この動向を踏まえ、行政手続における町民等の負担を軽減し、町民等の利便性を図ることを目的に、「どうしても残さなければならない手続を除き押印を見直す」という考えの下、押印を求めている手続の抽出を行った結果、約700件の押印を廃止する予定としております。押印の廃止に伴い、押印を求める規定や様式中に「印」の記載がある条例について、押印が不要となるように改正するものでございます。

具体的な改正内容は、第1条において、太子町固定資産評価審査委員会条例第4条において審査申出人に審査申出書に押印を求めている規定を削除し、第8条において関係人に口述書の提出の際に署名押印を求めている規定を削除する改正となっております。

次に、第2条において、太子町道路占用条例に規定している道路占用の手続の際に提出する様式を条例中に規定していましたが、注意書きが変更されることから条例中から削除し、新たに第12条に「委任規定」を追加し、別に定めるものとする改正となっております。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第20、議案第45号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第45号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第6条第1項において、「教育」及び「利用乳幼児」の用語を同条第4項第1号でも用いられていることによる定義範囲を改正するものでございます。

次に、同条第5項において、ゼロ歳児から2歳児のみを受け入れる家庭的保育事業者は在籍児の卒園後に認定こども園、幼稚園または保育所といった連携施設等を確保する必要がある、このたび国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する自治体においては当該事業を行う事業所が新たに連携協力を行う事業所に加えられた改正等に伴う用語の整備としての改正であります。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第21、議案第46号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第46号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、第42条第4項第1号において、児童福祉法第24条第3項を同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記するものでございます。

次に、同条第5項において、ゼロ歳児から2歳児のみを受け入れる特定地域型保育事業者は在籍児の卒園後に認定こども園、幼稚園または保育所といった連携施設等を確保する必要がある、このたび国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する自治体においては当該事業を行う事業所が新たに連携協力を行う事業所に加えられた改正等に伴う用語の整理を行う改正であります。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第22、議案第47号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第47号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）

を踏まえ、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、本条例別表第1において、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託児童が保育所等を利用する場合に、里親と同様に利用者負担額を無料とする改正であります。また、附則において経過措置として、改正後の本条例の規定は令和3年4月分以降の利用者負担額の算定から適用し、3月分までについては従前の例によることを規定しております。施行日は公布の日とし、子ども・子育て支援法施行令の一部改正の施行日である令和3年4月1日から適用することとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第48号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

日程第24 議案第49号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

日程第25 議案第50号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

○議長（玉田正典） 日程第23、議案第48号兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてから日程第25、議案第50号兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第48号から議案第50号について、一括して提案説明を申し上げます。

先に、議案第49号兵庫県市町交通災害共済組合の解散について説明を申し上げます。

本組合は兵庫県下7市12町で構成され、日本国内において交通事故により災害を受けた関係市町等の住民またはその遺族に対し、交通災害見舞金の支払い義務を共同処理しております。兵庫県市町交通災害共済組合の運営につきましては、近年交通災害共済への加入人員の減少が顕著になり、直近10年において共済組合の基金を毎年取り崩す事態となっていたため、平成29年度に構成市町による協議の結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたと判断に至り、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意がなされております。

続きまして、議案第50号兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について説明を申し上げます。

財産処分につきましては、設立基金等を構成する19の市町の累積加入人員による割合及び均等割に基づき算定され、構成市町に分配するものでございます。

最後に、議案第48号兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について説明を申し上げます。

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の事務及び決算審査の承継先を佐用町とする規定の追加でございます。なお、施行日につきましては兵庫県知事の認可のあった日から施行することとしております。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、議案第48号から議案第50号の提案説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第48号兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてから

議案第50号兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括して詳細説明を申し上げます。

7市12町で構成されております兵庫県市町交通災害共済組合の運営につきましては、近年交通災害共済への加入人員の減少が顕著になり、直近10年間にあっては共済組合の基金を毎年取り崩す事態となっておりました。全国的に自転車事故が増加する傾向から、都道府県においては自転車損害賠償保険等の加入を義務づける動きが出る中、兵庫県におきましても平成27年4月1日施行による自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車損害賠償保険等の加入やその確認が同年10月1日から施行されました。このような状況を踏まえまして、平成29年度に構成市町による協議の結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断に至り、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意がなされました。提案議案3件は、解散するという行為自体の議決、それから解散による規約の変更、それから解散に伴う財産処分について提案させていただくものでございます。

まず、解散につきましては、地方自治法第288条の規定に基づきまして、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づいて議会の議決をお願いするものでございます。

次に、規約の変更につきましては、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う事務の継承団体を明らかにするために第14条を追加して、事務及び決算審査の承継先を現在の組合議長を務めている佐用町とするものでございます。施行日につきましては、兵庫県知事の許可のあった日からとしております。

最後に、議案第50号で提案させていただいております財産処分についてでございますが、構成市町19市町の設立基金が本年8月時点で8億2,695万3,490円ございまして、3割相当額の均等割、それと構成市町19市町の累積加入人員による割合に基づき算定し、構成市町に分配することとなっております。本町への分配金額は4,324万3,037円となっております。

いずれの議案も地方自治法第289条の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしく審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（玉田正典） これで日程第23、議案第48号から日程第25、議案第50号までの提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後1時00分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

日程第26 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第32 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（玉田正典） 日程第26、認定第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第32、認定第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定について、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額174億4,242万8,763円、歳出総額167億7,578万7,618円、歳入歳出差引額は6億6,664万1,145円であり、翌年度に繰り越すべき財源7,492万3,000円を差し引いた実質収支額は5億9,171万8,145円となっております。

歳入につきましては、予算額179億9,229万9,000円、調定額177億2,326万3,614円に対し、収入済額174億4,242万8,763円、不納欠損額896万1,974円、収入未済額2億7,187万2,877円でございます。また、歳出につきましては、予算額179億9,229万9,000円に対し、支出済額167億7,578万7,618円、翌年度繰越額5億8,008万3,000円、不用額6億3,642万8,382円となっております。

続きまして、認定第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額32億6,514万8,934円に対し、歳出総額32億3,512万223円で、歳入歳出差引額は3,002万8,711円となっております。

歳入につきましては、予算額32億9,602万6,000円、調定額34億9,762万1,565円に対し、収入済額32億6,514万8,934円、不納欠損額1,044万9,887円、収入未済額2億2,202万2,744円でございます。また、歳出につきましては、予算額32億9,602万6,000円に対し、支出済額32億3,512万223円、不用額6,090万5,777円となっております。

次に、認定第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額23億6,860万2,225円に対し、歳出総額23億2,595万7,975円で、歳入歳出差引額は4,264万4,250円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源527万1,000円を差し引いた実質収支額は3,737万3,250円となっております。

歳入につきましては、予算額23億7,300万9,000円、調定額23億7,747万9,934円に対し、収入済額23億6,860万2,225円、不納欠損額185万2,150円、収入未済額702万5,559円でございます。また、歳出につきましては、予算額23億7,300万9,000円に対し、支出済額23億2,595万7,975円、翌年度繰越額527万1,000円、不用額4,178万25円となっております。

次に、認定第4号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額5億139万7,914円に対し、歳出総額4億9,199万5,427円で、歳入歳出差引額は940万2,487円となっております。

歳入につきましては、予算額5億457万8,000円、調定額5億296万1,316円に対し、収入済額5億139万7,914円、不納欠損額41万8,414円、収入未済額114万4,988円でございます。また、歳出につきましては、予算額5億457万8,000円に対し、支出済額4億9,199万5,427円で、不用額

1,258万2,573円となっております。

次に、認定第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,267万1,630円に対し、歳出総額1,213万871円で、歳入歳出差引額は54万759円となっております。

歳入につきましては、予算額1,272万3,000円、調定額1,276万4,630円に対し、収入済額1,267万1,630円、収入未済額9万3,000円でございます。また、歳出につきましては、予算額1,272万3,000円に対し、支出済額1,213万871円で、不用額は59万2,129円となっております。

次に、認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和2年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が4億9,057万4,616円に対し、事業費用が4億7,163万1,743円で、1,894万2,873円の純利益となっております。一方、資本的収支は、税込みで収入4,822万8,200円に対し、支出1億9,890万8,218円となっており、収支の不足額1億5,068万18円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,270万1,399円と過年度分損益勘定留保資金1億3,797万8,619円で補填しております。

最後に、認定第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和2年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が11億3,440万6,622円に対し、事業費用が12億3,048万7,632円で、9,608万1,010円の純損失となっております。一方、資本的収支につきましては、税込みで収入額は7億2,967万3,800円に対し、支出額は11億2,899万6,354円となっており、収支の不足額3億9,932万2,554円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額785万3,336円と過年度損益勘定留保資金3億9,146万9,218円で補填しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては各所管部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、認定第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

まず、収支状況としまして、最後の209ページ、「実質収支に関する調書」を御覧ください。

歳入総額174億4,242万8,763円、歳出総額167億7,578万7,618円、歳入歳出差引額は6億6,664万1,145円であり、翌年度へ繰り越すべき財源7,492万3,000円を差し引いた実質収支額は5億9,171万8,145円でございます。全体的な特徴は、新型コロナウイルス感染症関連経費の措置により異例の決算規模となったほか、賃金職員制度から会計年度任用職員制度への移行に伴い、人件費が前年度比20.9%増の17億4,500万6,000円となっております。なお、主要施策の成果に関する説明書や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当経費の決算状況」などの資料も適宜御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたします。

60ページを御覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬4,842万1,451円は、議員1名の辞職により前年度比で258万84円の減となっております。節10交際費1万3,240円の内訳は、慶弔費が1件で1万円、賛助費が1件で3,240円でございます。

62ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費29万9,496円の内訳は、慶弔費が9件で8万9,000円、賛助費が2件で1万円、渉外費が8件で11万1,000円、そのほか3件で8万9,496円でございます。

66ページをお願いいたします。

目3財産管理費、節13委託料のうち財務会計システム構築委託料686万4,000円は、旧システムの保守終了に伴い、地方公会計制度に対応した新システムに移行したものでございます。

68ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節13委託料のうち公共施設管理アドバイザー業務委託料572万円は、施設の維持管理や更新、統廃合等の対応方針に係る個別施設計画を策定したものでございます。

70ページをお願いいたします。

目6企画費、節8報償費のうち、ふるさと応援寄付謝礼1億4,811万7,598円は、寄付者1万3,076名への返礼品に係る経費であります。節13委託料のうち、町歌CDレコーディング業務委託料22万円は町制70周年を記念した太子高等学校の協力による町歌の録音、ふるさと応援寄付業務委託料4,949万6,491円は寄付の受付、返礼品の発送及び受領証明書発行代理業務に係る費用でございます。

72ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料のうち会議室等ネットワーク敷設業務委託料94万500円及び会議室等ネットワーク設定業務委託料82万5,000円は、コロナ禍によるオンライン会議の増加に対応可能な環境を整備したものでございます。

74ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金111万9,000円は、県に事業採択された13自治会14か所の整備費を補助したものでございます。

76ページをお願いいたします。

目13基金費、節25積立金のうち公共施設建設基金積立金5,106万8,000円は施設整備対策に、森林環境整備促進基金積立金289万2,025円は森林環境譲与税を積み立てたものでございます。

80ページをお願いいたします。

目15庁舎管理費、節18備品購入費793万9,910円は、分散勤務等による感染症対策のためのコードレス電話、机、デスクワゴン等の増設や体温測定のためのサーマルカメラを整備したものでございます。

目25特別定額給付金給付事業費34億1,843万5,000円は、国のコロナ感染症緊急経済対策として実施した住民1人当たり10万円の給付金及び事務費であり、対象者の99.9%に当たる3万4,051名に対して支給したものでございます。

86ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料のうち住基ネットワーク機器構築委託料33万円及び節18備品購入費23万3,530円は、窓口の感染症対策として統合端末及びタッチパネルを各1台設置したものでございます。

92ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金2億3,326万3,144円は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、法定分で保険基盤安定1億6,166万9,593円、職員給与費4,802万3,734円、出産育児一時金等335万666円、財政安定化支援事業1,277万8,000円、単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分744万1,151円でございます。

94ページをお願いいたします。

目 2 老人福祉費、節28繰出金 3 億3,232万3,435円は、介護保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険給付事業 2 億6,753万2,513円、事務費2,640万2,434円、地域支援介護予防事業464万5,900円、包括的支援事業900万4,723円、低所得者保険料軽減事業2,473万7,865円でございます。

96ページをお願いいたします。

目 4 後期高齢者医療費、節28繰出金9,058万7,241円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険基盤安定6,965万9,813円、事務費2,092万7,428円でございます。

106ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 2 保育所費、節15工事請負費2,808万7,400円は、斑鳩保育所の厨房、空調設備更新及びトイレ改修費用でございます。

目 3 保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金のうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金1,200万円は、町内認可及び認可外保育施設に対して感染症対策用品等の購入費や保育事業の継続に必要な職員のかかり増し経費などを補助したものでございます。

108ページをお願いいたします。

目 5 児童措置費、節19負担金・補助及び交付金5,096万円は、子育て世帯のコロナ感染症緊急経済対策として実施した児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金であり、対象者は5,096名に対して支給したものでございます。

112ページをお願いいたします。

目 7 児童館運営費、節15工事請負費、児童福祉施設整備工事費1,493万1,400円は、旧兵庫西農業協同組合龍田支店を子育て支援センターとして整備したものでございます。

116ページをお願いいたします。

目 9 放課後児童健全育成事業費、節13委託料のうち放課後児童健全育成事業委託料884万6,000円は、令和 2 年 5 月に事業を廃止した N P O 法人姫路 Y M C A の運営する民間学童保育園について、6 月以降は町の事業として引継ぎ、同法人に 1 支援の運営を委託したものでございます。

118ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節28繰出金のうち水道事業会計繰出金 9,745万1,805円は、令和 2 年 7 月から令和 3 年 2 月検針分まで実施した上水道基本料金 8 カ月分の減免に係るものでございます。

120ページをお願いいたします。

目 2 予防費、節13委託料のうちコロナワクチン接種関連費用として、接種券作成業務委託料 169万4,122円のほか、健康管理システム改修委託料61万6,000円、予約受付業務委託料163万1,080円などを支出しております。

124ページをお願いいたします。

目 4 環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金2,338万円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございます。

126ページをお願いいたします。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、ごみやし尿の処理等に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金の合計は 4 億3,403万6,000円でございます。平成27年度から実施していた焼却炉の長寿命化事業が終了したことで、前年度比8,839万8,000円の減となっております。

132ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節13委託料のうち農村地域防災減災事業委託料688万6,000円は、町内の特定ため池5か所における堤体の漏水調査、取水施設の点検や広坂地区の栗岡池の耐震診断業務の費用でございます。

136ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節13委託料のうち経営継続支援金給付委託料1,191万3,333円は、令和2年4月と5月、令和3年1月と2月の期間に県の要請で感染拡大防止に係る休業及び時短営業に応じた事業者が支給された経営継続支援金の町負担額でございます。

138ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち、あすかふるさと応援商品券交付金1億3,292万7,000円及びプレミアム付たいし商品券交付金1,374万4,000円は、感染症拡大の中、町内での消費喚起による地域経済の下支えを目的として発行した商品券の換金総額でございます。

140ページをお願いいたします。

目8基金費、節25積立費3,426万4,961円については、感染症拡大の影響で事業継続のため融資を受けた事業者185社に対し、国及び県の3年間の利子補給が終了した後の4年目、5年目に町が利子補給を行う費用の基金積立金でございます。

142ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち太子陸橋修繕工事委託料3億1,360万7,809円は、JR敷地内部分の修繕に係る委託費用でございます。

144ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費610万1,700円及び節17公有財産購入費2,143万4,557円は、都市計画道路網干線外道路整備事業に係る道路整備工事費及び用地購入費でございます。

146ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち空き家活用支援事業補助金600万円は、2件に対して改修費用を一部補助したものでございます。

150ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節15工事請負費7,558万7,020円は、総合公園に係る体験学習施設の新築工事及び園路外整備工事等を実施したものでございます。

152ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節15工事請負費807万9,500円は、太子消防署に女性消防吏員が配属されることに伴う仮眠室及びトイレ等の改修を行ったものでございます。節19負担金・補助及び交付金4億4,382万9,775円は、西はりま消防組合への負担金でございます。

154ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節15工事請負費616万円は、消防団第四機動分団車庫改築工事費の前払金でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金309万1,000円は、小型ポンプ及びホース等の消防資機材購入費について、17自治会へ補助したものでございます。

156ページをお願いいたします。

目4災害対策費、節11需用費のうち消耗品費の災害対策用1,127万4,314円は、主に感染症対策のために消毒剤、マスク、使い捨て手袋、防護服や飛沫防止用のパーティションなどを購入したものでございます。節13委託料のうちハザードマップ作成業務委託料159万5,000円は、想定最大規模の浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域のハザード情報、防災に係る基礎情報を掲載するためにハザードマップを改定したものでございます。節18備品購入費のうち、施設備品購入費95万

400円は避難所の換気用サーキュレーター、防災資機材購入費660万円は避難所用段ボールベッド200台及び段ボール間仕切り600台を購入したものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費4万1,270円の内訳は、慶弔費が7件で2万9,620円、そのほか2件で1万1,650円でございます。

160ページをお願いいたします。

目3教育振興費、節1報酬のうちスクールサポートスタッフ報酬329万5,500円は、主に感染症対策などで増加した事務を補助するサポート人員を各校1名ずつ配置したものでございます。

162ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち修学旅行キャンセル料等補助金23万7,600円は、感染症拡大の影響を受け、修学旅行の行き先を変更した学校の旅行計画作成に係る企画料金のキャンセル料を補助したものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費のうち消耗品費保健衛生用1,109万666円は、感染症対策用のマスク、消毒液及び体温計等のほか、手洗い場蛇口の交換用レバー式ハンドル、登下校時の熱中症対策用に児童・生徒へ配布したネッククーラータオルなどの購入費用でございます。

164ページをお願いいたします。

節14使用料及び賃借料のうち修学旅行等バス借料256万8,900円は、感染症対策として修学旅行や校外学習時の移動用バスの座席間隔を確保するため、増便に要した費用でございます。

166ページをお願いいたします。

節15工事請負費のうち龍田小学校屋内運動場トイレ改修工事費891万円は、災害時、避難所の環境整備として洋式化及び多目的トイレの改修を行ったものでございます。

168ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節13委託料のうち、学習用タブレット初期設定等委託料2,754万1,030円及びフィルタリング設定委託料1,674万6,216円並びに節15工事請負費6,321万8,413円、節18備品購入費のうち学習用タブレット購入費1億308万9,360円は、GIGAスクール構想に係る児童及び指導者用の学習用タブレット2,297台と校内ネットワーク環境の整備費用でございます。節20扶助費のうち就学援助特別給付金254万円は、感染症の影響を鑑み、就学援助の認定を受けた準要保護世帯の児童127名に対して1人当たり2万円を追加支給したものでございます。

170ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費のうち消耗品費の保健衛生用626万7,061円及び節14使用料及び賃借料のうち修学旅行等バス借料90万3,900円は、小学校費と同様の感染症対策費用でございます。

172ページをお願いいたします。

節15工事請負費のうち太子東中学校校舎大規模改造工事費2億1,998万1,300円は、北棟における屋上防水、外壁塗装及び内装改修工事等を実施したものでございます。

174ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節13委託料のうち、学習用タブレット初期設定等委託料1,378万8,500円及びフィルタリング設定委託料838万3,834円並びに節15工事請負費3,113万9,587円、節18備品購入費のうち学習用タブレット購入費5,161万2,000円は、小学校費と同様、生徒及び指導者用の学習用タブレット1,150台と校内ネットワーク環境の整備費用でございます。節20扶助費のうち就学援助特別給付金124万円は、小学校費と同様、生徒62名に対して1人当たり2万円を追加支給したものでございます。

176ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節11需用費のうち消耗品費の保健衛生用227万1,478円は、小・中学校費と同様の感染症対策費用でございます。

180ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費のうち修繕料の施設修理168万9,820円は、石海及び太田公民館の畳替えのほか、各地区公民館の換気対策に網戸等を改修したものでございます。節15工事請負費のうち龍田公民館トイレ等改修工事費1,342万円は、トイレを男女別に、障害者用トイレを多目的トイレに改修したものでございます。

186ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節13委託料のうち啓発用ガイド作成業務委託料29万9,200円は、町マスコットキャラクター「ぼうじい」の各ポーズデザイン等を作成したものでございます。節19負担金・補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金1,999万8,000円は、斑鳩寺庫裏の保存修理費用に対して補助したものでございます。

188ページをお願いいたします。

目6図書館費、節15工事請負費のうち、図書館トイレ改修工事費299万2,000円はトイレの洋式化を、図書返却ポスト設置工事費88万5,500円は感染症対策のほか、図書館閉館時にも図書返却ができるようポストを設置したものでございます。

190ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節11需用費、修繕料のうち施設修理1,204万5,990円は、大ホール等の空調機器の分解整備やロビーの円柱の剥離したタイル等を修理したものでございます。

192ページをお願いいたします。

節15工事請負費286万円は大ホールのカメラ及び周辺機器をコロナ禍でもイベント等の動画配信が行えるように更新し、節18備品購入費のうち衛生医療用備品購入費93万754円は感染症対策のため、一度に大勢の体温計測が可能なサーモグラフィー及びA Iサーマルカメラ等を購入したものでございます。

194ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節11需用費、修繕料141万4,584円は、収蔵庫系統の空調機器のほか、6件の設備修理費でございます。節18備品購入費のうち電子計算機器購入費39万5,615円及び通信機器等購入費37万2,790円は、映像資料の展示及び配信を行う機器購入費でございます。

202ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節15工事請負費のうちテニスコート人工芝張替工事費335万2,800円は2面分の張り替え費用であり、陸上競技場3種公認更新工事費2,717万円は日本陸上競技連盟の公認継続のため、トラックやフィールドを改修したものでございます。

204ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節11需用費、消耗品費のうち改築用3,126万9,359円は、新給食センター用の調理用品等の購入費でございます。また、節15工事請負費のうち、建設工事費は10億2,214万5,000円、厨房機械等設置工事費は2億5,594万8,000円でございます。

206ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち学校臨時休業対策費補助金158万7,384円は、令和2年3月から春休みまでの小・中学校の臨時休業の際、事業者に発注済みの食材等のキャンセル料を補助したものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人の収入済額は17億1,032万1,142円で、対前年度比2.2%の増であります。これは納税義務者数の増加によるものでございます。

目2法人の収入済額は1億3,158万9,974円で、対前年度比37.5%の減であります。これは税率の引下げ、9.7%から6%へ3.7%引き下げられたことや感染症の影響による事業収益の悪化及び徴収猶予特例の適用によるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は18億8,649万5,252円で、対前年度比2.2%の減であります。これは感染症の影響による徴収猶予特例の適用によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金1,829万3,000円は、令和元年10月の法人税割の税率引下げによる減収分として県が収納した法人事業税を基に配分されたものでございます。

少し飛びますが、28ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金のうち、特別定額給付金給付事業費補助金34億510万円と同事務費補助金1,333万685円は歳出で説明申し上げた給付事業に係るものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億2,579万円は地域経済や住民生活を支援する経費に配分されたものでございます。なお、交付金を充てた歳出経費の内訳は、参考資料にて御確認をいただきたいと思っております。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金5,096万円と同事務費補助金633万7,000円は、歳出で説明申し上げた給付事業に係るものでございます。

30ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金623万4,000円は、町民へのワクチン接種の接種券発送や予約、接種等の実施体制確保の経費に係るものでございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち、社会資本整備総合交付金1,344万円は網干線外道路整備事業に係るものであり、道路更新防災等対策事業費補助金1億7,050万円は太子陸橋修繕工事に係るものでございます。節2都市計画費補助金、防災・安全社会資本整備交付金のうち都市公園事業費補助金2,933万円は、総合公園体験学習施設新築工事等に係るものでございます。

目5消防費国庫補助金、節1消防費補助金のうちハザードマップ整備費補助金79万7,500円は、歳出で説明申し上げたハザードマップ改定に係るものでございます。

32ページをお願いいたします。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち、学校施設環境改善交付金6,119万円は太子東中学校校舎大規模改造工事費に係るものであり、給食センター施設整備交付金2億4,065万6,000円は新増築及び改築工事に係るものでございます。また、公立学校情報機器整備費補助金1億62万3,000円は、GIGAスクール構想に係る学習用タブレット購入等に係る補助金であり、補助対象台数は全児童・生徒数の3分の2でございます。

36ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金のうちひょうご地域創生交付金2,253万9,000円は、シティプロモーション事業や陸上競技場3種公認更新工事など、地域創生の取り組みに県の支援を受けたものでございます。

38ページをお願いいたします。

目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のうち母子家庭等対策総合支援事業補助金81万2,000円は、県が児童扶養手当の受給世帯に支給したひとり親世帯臨時特別給付金の事務費に対するものでございます。

42ページをお願いいたします。

目8教育費県補助金、節1学校費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員配置事業補助金405万4,800円は学校再開に伴う学習指導員の配置に係る補助金であり、教育支援体制整備事業費補助金365万5,340円はスクールサポートスタッフの配置に係る補助金でございます。

46ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金のうち3億7,082万円は、1万5,700件、1万3,076名から寄せられたふるさと応援寄附金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2公共施設建設基金繰入金、節1公共施設建設基金繰入金2億6,000万円は、給食センター改築事業の財源として取り崩したものでございます。

56ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節7教育費雑入のうち、スポーツ振興くじ助成金1,542万6,000円は陸上競技場3種公認の更新経費に対する助成金、学校臨時休業対策費補助金119万円は歳出で説明申し上げた小・中学校の臨時休業に伴う食材キャンセル料の補助事業に係る全国学校給食会連合会からの補助金でございます。

58ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目9減収補填債、節1減収補填債7,864万6,000円は、普通交付税算定上の税収と実際の税収の差額相当分を補填するために発行したものでございます。

目10猶予特例債、節1給与特例債1億1,300万円は、町税で御説明申し上げた感染症対応で特例的に徴収が猶予された法人町民税、固定資産税などの減収相当額を補填するために発行したものでございます。

以上で認定第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 続きまして、認定第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明をいたします。

まず、16ページの歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。決算額は4,665万5,977円で、前年度に比べて約720万円増加しており、主な要因は給与、職員手当費、システム改修費の増によるものであります。

18ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は348万2,557円で、前年度より約13万円増加しております。主な要因は、印刷製本費の増によるものであります。

款2保険給付費は、医療機関で診察、治療等がかかった費用のうち国保が支払う費用で、決算額は22億6,127万3,518円で、前年度より約4,571万円減少し、1.98%の減となっております。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えにより、保険給付費が全体的に減少したと考えて

おります。この保険給付費に係る費用については、その全額が県から保険給付費等交付金として措置されることとなっています。

22ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金8億9,310万2,125円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものであり、県より各市町へ割り振られた納付金であります。

項1 医療給付費分6億3,185万9,128円は、保険給付の一部であり、項2 後期高齢者支援金等分1億9,945万6,898円は、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費です。

24ページをお願いします。

項3 介護納付金分6,042万4,329円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、後発医薬品の普及を促進し、費用負担抑制につなげるために実施しております先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知等に係る費用であります。決算額は152万3,730円で、前年度より約4万円の増となっております。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、これにつきましては平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導等に係る経費で、1,225万3,084円を支出しております。特定健診では1,399名の方が受診され、そのうち78名に特定保健指導を実施しております。受診率は前年度と比較して3.5%下降し、25.8%となっております。

款5 基金積立金は、令和2年度において財政調整基金から生じた利子61万32円を基金に積み立てたものです。令和2年度末の国保財政調整基金残高は、3億3,407万1,000円となっております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金1,455万6,218円につきましては、県から交付される保険給付費等交付金の超過交付分を返還したものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は5億9,612万8,611円で、前年度と比較しまして約747万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて年度平均被保険者数では110人減少するとともに、基準総所得金額の減少などにより保険税総額も減少したものと考えております。

10ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、医療機関及び薬局において被保険者がマイナンバーカード及び被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格の有無を確認する仕組み、オンライン資格確認が導入されることに伴うシステム改修費に係る補助金であり、補助率は10分の10となっております。決算額は188万1,000円でございます。

目5 災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対し国が財政支援するもので、決算額は222万6,000円となっております。補助率は10分の6となっており、残りの10分の4については特別調整交付金で措置されることとなっています。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金の総額は23億6,636万5,263円で、節1 普通交付金は町の保険給付費を賄うもので、節2 特別交付金のうち備考欄に記載の保険者努力支

援制度交付金1,138万5,000円は、予防、健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対し財政支援が行われるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款6繰入金の決算額は2億5,826万3,387円で、前年度より約2,852万円増加しております。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財源補填のための一般会計繰入、いわゆる赤字繰入は行っておりませんが、平成30年度から県の指示により地方単独事業である福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額調整分として744万1,151円を一般会計より繰り入れております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、実質収支算定のため予算の範囲内で2,500万243円を財政調整基金より繰り入れております。

款7繰越金は、令和元年度決算の結果生じた実質収支額を令和2年度に繰り越したものです。

27ページをお願いいたします。

令和2年度決算の総括といたしまして、歳入総額32億6,514万8,934円に対し、歳出総額は32億3,512万223円で、歳入歳出差引額3,002万8,711円を翌年度に繰越しいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

認定第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

16ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。

18ページをお願いします。

款2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の委員報酬等であります。令和2年度は認定審査会を46回開催し、延べ966件の審査判定を行いました。

目2認定調査費については、認定調査員4名分の報酬と主治医意見書作成手数料が主なものでございます。前年度に比べて19万5,189円の増加となっておりますが、主な要因としましては会計年度任用職員制度が開始されたことで社会保険料が増加したことによるものでございます。

20ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費であります。前年度に比べて、7,436万3,846円の増となっております。

目2予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス費であります。前年度より1,279万5,829円の増となっております。

目3高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費ですが、前年度より保険者負担分で663万8,186円の増で、件数は438件増加しております。

目4特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食事及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費ですが、前年度より保険者負担分で87万1,430円の減で、件数は71件減少となっております。

22ページをお願いします。

目5審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として延べ3万6,614件分の手数料でございます。

款3介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務等、介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。前年度より531万1,792円の減となっておりますが、主な要因としましては正規職員人件費の減によるものでございます。

24ページまで掲載ページが続きますけれども、款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、主に介護予防事業委託料、総合事業委託料及び介護予防・生活支援サービス事業費、高額介護予防サービス事業費の負担金等であります。前年度より558万5,183円の減となっておりますが、主な要因としては介護予防・生活支援サービス事業費の減によるものです。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費であります。前年度より291万1,632円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

款5基金積立金につきましては、2,681万7,840円を介護給付費準備基金に積み立てております。これは、令和元年度決算に基づく保険料収支額及び基金利子を積み立てたものでございます。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金1,281万8,698円につきましては、令和元年度介護給付費負担金、地域支援事業費交付金、介護保険事業費補助金の精算の結果による国庫、県費、支払基金への返還金でございます。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて5億7,952万9,500円を収納しております。前年度と比較し、75万6,890円の減でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、要支援者1・2の者に対する介護予防サービスプラン作成報酬及び総合事業の介護予防ケアマネジメント事業収入であります。前年度と比較し、17万8,890円の減でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、3億9,591万2,272円であります。前年度と比較しまして、1,334万1,272円の増でございます。

8ページまで及びますけれども、項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金は2,976万9,000円、目2地域支援事業交付金が3,071万6,078円、目3保険者機能強化推進交付金541万6,000円でございます。

目6介護保険事業費補助金につきましては390万7,000円で、これは制度改正に伴うシステム改修事業及び介護予防の広報事業によるものでございます。

目7保険者努力支援交付金536万8,000円につきましては、初めて導入された交付金で、保険者が高齢者の自立支援、重度化予防、介護予防等に取り組んでいる内容に対して交付されるものでございます。

目8災害等臨時特例補助金につきましては34万9,000円で、これは新型コロナウイルス感染症により収入減少した1号被保険者の介護保険料減免措置によるものでございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金として5億7,449万185円、目2地域支援事業交付金として1,188万3,000円であります。

10ページにまでまたがりますけれども、款6県支出金につきましては、項1県負担金、目1介護給付費負担金として2億9,662万円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金として1,645万

4,000円、項3委託金、目1総務費委託金として要保護者に係る審査・判定等の費用9,500円でございます。

款8繰入金につきましては、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険給付事業繰入金として2億6,753万2,513円、節2の事務費繰入金としまして2,640万2,434円、節3地域支援介護予防事業費繰入金として464万5,900円、節4包括的支援事業費繰入金として900万4,723円、12ページに移りまして節5低所得者保険料軽減繰入金として2,473万7,865円を繰入れております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として2,283万6,790円を繰り入れております。令和2年度の決算により1号被保険者に納めていただきました保険料合計と、その保険料を財源として賄わなければならない金額とを比較し、単年度の収支を明らかにすることといたしました。よって、この2,283万6,790円は保険料が不足したことを表しております。

款9繰越金については、前年度繰越金5,836万599円を収入したものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、年度の途中にお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、または後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費及び郵送料でございます。

12ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和3年3月分までの現年度分の保険料納付金として3億8,239万4,614円、過年度分の保険料納付金として893万1,104円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として919万3,045円、保険基盤安定繰入金納付金として6,965万9,813円、後期高齢者医療広域連合延滞金納付金として3万2,100円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。

款3保健事業費、項1保健事業費、特定健診委託料328万7,871円につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして健康診査を実施し、535名の方が受診されております。また、歯科検診委託料11万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するための歯科検診を実施しており、昨年度は23名の方が受診されております。

続いて、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分として2億8,596万3,911円、普通徴収分として1億425万4,268円、合計で3億9,021万8,179円を収納しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、2万8,100円を収納しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事業費繰入金として

2,092万7,428円、保険基盤安定繰入金として6,965万9,813円、合計で9,058万7,241円を一般会計より繰り入れております。

8ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として893万8,204円を収納しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として80万1,445円を受け入れております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方について、事務処理上、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の42万4,849円につきましては還付未済金として雑入に振り替え、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

以上の結果、歳入総額5億139万7,914円に対し、歳出総額は4億9,199万5,427円で、歳入歳出差引額940万2,487円を翌年度に繰越しいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、10ページの歳出をお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の支出総額558万8,038円のうち節11需用費の施設修理費10万4,500円につきましては、墓園駐車場に設置しております時計台が経年劣化によりさび等が発生していたため、塗装修理を行ったものでございます。節14使用料及び賃借料のシステム使用料99万円につきましては、平成29年度から導入しております墓園管理システムの使用料でございます。節23償還金・利子及び割引料の墓所返還還付金441万5,000円につきましては、申込み後、墓碑の設置の見込みがなくなり不要になったなどの理由により11基分の返還がございました。

目2墓園管理費の支出済額654万2,833円のうち、主な支出としましては節13委託料の除草、ごみ処理等の清掃業務委託料232万3,248円、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植木の維持管理委託料315万7,000円、墓園入り口の車止めの開閉業務委託料43万2,000円でございます。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料、節1墓園使用料の594万4,000円につきましては、墓園永代使用料としまして町内4基、町外3基分でございます。令和2年度末の区画応募状況は累計で901基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料、節1墓園手数料の622万9,750円につきましては、墓園年間管理手数料907基分でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、前年度繰越金48万5,570円でございます。

以上で令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のため、税込み金額で表示しております。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入の第1款事業収益は、予算額5億1,531万9,000円に対し、決算額5億2,919万6,535円となり、予算額を1,387万7,535円上回りました。

支出では、第1款事業費用の予算額5億2,638万9,000円に対し、決算額4億8,425万8,544円となり、不用額は4,213万456円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額2億9,502万2,000円に対し、決算額は4,822万8,200円となりました。支出の第1款資本的支出では、令和元年度からの繰越額8,500万円を含む予算額5億8,622万7,000円に対し、決算額1億9,890万8,218円となり、翌年度繰越額2億4,524万円を除いた不用額は1億4,207万8,782円でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額1億5,068万18円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に精算したものですから、下から3行目の当該年度純利益1,894万2,873円が生じ、当年度の未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては、議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてで御説明しましたとおり、全額を資本金に繰り入れる提案をさせていただいております。

次に、8ページ、キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これは、令和2年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を表したものでございます。第1項の事業活動によるキャッシュ・フローでは2億3,475万3,221円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得に伴う支出等により1億384万6,991円が減少し、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還による支出により3,413万1,628円が減少した結果、資金は9,677万4,602円増加して、期末残高は8億5,158万3,027円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは、年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は、59億6,499万8,448円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高8億5,158万3,027円で、このうち預金の残高は5億1,000万円でございます。流動資産の合計は9億85万1,512円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比925万5,161円増の68億6,584万9,960円であります。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しておまして、合計で7億9,988万5,557円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額5,175万3,284円でございます。第2号の未払金8,467万661円の内訳は、委託料などの営業未払金1,578万4,261円と工事設計委託料など営業外未払金6,888万6,400円でございます。第3号の預り金7,688万6,175円は、下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計は、2億1,816万120円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた22億3,607万2,332円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、32億5,411万8,009円となっております。

次に、11ページの資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が25億5,062万5,426円、剰余金が

10億6,110万6,525円でありまして、資本合計が36億1,173万1,951円、負債と資本の合計は68億6,584万9,960円で9ページの資産合計と同額でございます。

14ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

14ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和2年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経営状況を、15ページの第2号には議案の議決状況、第3号には行政官庁の認可事項、第4号に職員の状況について記述をしており、16ページ以降には状況を掲げております。今後とも吉福浄水場の廃止に伴う導水事業や老朽管更新を実施してまいりますので、所要の財政確保と計画的な事業執行に努めてまいります。

次に、21ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料が新型コロナウイルス対策事業による上水道基本料金の減免により前年度比9,792万6,641円減の2億6,727万5,823円、(目) その他の営業収益は加入金の減により前年度比490万8,597円減の3,164万5,434円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 補助金、(節) 他会計補助金が、新型コロナウイルス対策事業による上水道基本料金減免に係る一般会計補助金の増加により前年度比8,896万6,991円増の9,125万8,950円となっております。

22ページを御覧ください。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費は、前年度比990万4,480円減となっておりますが、主にコロナウイルス減免による県水の請求金額の減によるものです。

23ページを御覧ください。

(目) 配水費につきましては、配水管撤去工事等が令和2年度には実施がなかったことにより前年度比で183万8,039円の減となっております。

24ページでございます。

(目) 給水費ですが、前年度比508万1,600円の減となっておりますが、主に人件費及び量水器の取替個数の減少による委託料の減によるものでございます。

(目) 総係費につきましては、2,135万2,646円の増となりましたが、主に退職給付引当金繰入額の増によるものでございます。

25ページをお願いします。

(目) 減価償却費は、前年度実施の管路更新に伴う変動により前年度比446万269円増の2億3,230万7,561円となりました。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損29万6,267円は、過年度使用分の漏水認定による水道料金の還付・減額による費用等でございます。

次に、26ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入につきましては、(項) 工事負担金に岩見構地内の配水管等移設に係る工事負担金等で3,182万8,200円となり、(項) 企業債では吉福水源地導水機能更新事業に1,640万円を借り入れております。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 水源整備費では、水道事業変更認可申請書作成業務委託及び吉福水源地導水機能整備実施設計に係る設計関連経費に4,731万6,500円、(目) 配水施設改良費では岩見構地内配水管等移設事業に係る経費及び吉福地内外送水管更新工事費等に総額9,392万8,790円を支出しております。

(目) 固定資産購入費、(節) 機械及び装置購入費713万1,300円は、吉福水源地と老原浄水場

の各施設のポンプ等について経年劣化や不具合等の発生のため、更新したものでございます。

以上で認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のため、税込み金額で表示をしております。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入の第1款下水道事業収益は、予算額11億7,393万6,000円に対し、決算額11億7,447万6,740円となり、予算額を54万740円上回りました。

支出では、第1款下水道事業費用の予算額13億819万8,000円に対し、決算額12億5,514万6,413円となり、不用額は5,305万1,587円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出を御覧ください。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額8億7,268万9,000円に対し、決算額は7億2,967万3,800円となりました。予算額との差額1億4,301万5,200円の主な要因は、事業の繰越しによる国庫補助金及び企業債の減額によるものです。

支出の第1款資本的支出では、予算額13億296万円に対し、決算額11億2,899万6,354円となり、翌年度繰越額1億2,631万円を除いた不用額は4,765万3,646円でございます。

資本的収入と資本的支出額との差額3億9,932万2,554円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に整理したのですが、下から3行目の当年度純損失として9,608万1,010円が生じ、当該年度の未処理欠損額は1億410万5,626円となっております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これは、令和2年度の損益計算による純損失と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは減価償却関係の費用などから3億926万9,615円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは公共ます設置工事、下水道管布設工事、流域下水道事業による無形固定資産の取得等に伴う支出で1億1,958万2,263円が減少、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還により2億7,188万6,954円が減少した結果、資金は8,219万9,602円減少して、期末残高は4億4,309万2,298円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは、年度末現在の資産、負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部、第1項固定資産の合計は196億2,133万6,979円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高4億4,309万2,298円でございます。流動資産の合計は5億4,421万1,423円、固定資産と合わせた資産合計は201億6,554万8,402円でございます。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しておりま

して、合計で85億8,976万1,173円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額9億7,419万8,112円でございます。第2号の未払金8,722万9,235円の内訳は、下水道使用料徴収事務負担金及び委託料などの営業未払金3,603万1,635円と工事請負費などの資本的支出の未払金5,119万7,600円でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計は、10億6,408万5,347円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた71億1,376万4,260円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は167億6,761万780円となっております。

次に、資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が34億7,204万3,248円、剰余金は欠損金を差し引いたマイナス7,410万5,626円でありまして、資本合計が33億9,793万7,622円、負債と資本の合計は201億6,554万8,402円で、9ページの資産合計と一致しております。

13ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

13ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として当町における下水道事業の状況、令和2年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を、14ページの第2号には議案の議決状況、第3号には行政官庁認可事項、第4号に職員の状況について記述をしており、15ページ以降には工事や業務等の状況を掲げております。

今後とも人口減少に伴う下水道使用料の減少が見込まれる反面、施設・設備の老朽化に伴う更新投資が増大となる厳しい状況が続きますが、下水道事業経営戦略やストックマネジメント計画に沿い、財源の確保と計画的な事業執行に努めてまいります。

次に、19ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 下水道事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料が前年度比884万2,770円増の4億7,085万4,237円、(節) 前処理場使用料が前年度比118万9,357円減の582万6,750円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費への一般会計からの繰入金であり、322万6,000円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式・不明水処理に係る経費への一般会計からの繰入金であり、1億3,235万3,800円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費への一般会計からの繰入金であり、2億9,321万4,000円となっております。

21ページをお願いします。

(款) 事業費用の(項) 営業費用では、(目) 処理場費の(節) 委託料のうち、汚泥搬入施設維持管理業務として369万8,463円を支出しております。これは、流域下水道終末処理場への生汚泥搬送時における立会、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金2億9,387万5,277円は、一般下水分として令和元年度精算分が5,025万732円、令和2年度分が処理水量448万9,700立方メートルに対する処理負担金を2億4,096万2,727円支出し、前処理場分として処理水量2万1,373立方メートルに対する処理負担金を266万1,818円支出しております。(節) 兵庫西流域汚泥処理負担金では、し渣と生汚泥に対する焼却負担金として538万3,354円を支出しております。

22ページを御覧ください。

(項) 営業外費用、(目) 支払利息及び企業債取扱諸費、(節) 企業債利息では、下水道事業

分と前処理場事業分を合わせて1億7,240万8,186円を支出しており、前年度比で2,263万2,354円の減となっております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損30万4,747円は、漏水認定による下水道使用料に係る還付金を支出しております。

次に、23ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入の(項) 受益者負担金につきましては、880万8,800円を収入しており、前年度比689万6,100円の減となっております。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、4億8,955万5,000円となっております。

(項) 国庫補助金、(目) 国庫補助金は、立岡幹線管渠更新工事実施設計業務、マンホールポンプ通報装置更新工事、マンホール蓋更新工事及び雨水1.4号幹線整備事業に対する補助金であり、2,261万円となっております。

(項) 企業債、(目) 企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして2億870万円を借り入れており、前年度比850万円の増となっております。

次に、(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 施設整備費、(節) 委託料につきましては、公共下水道事業認可変更業務委託として1,320万円、立岡幹線管渠更新工事実施設計業務委託として845万7,900円、雨水1.4号幹線整備事業に伴うゲート設備設計委託として547万8,000円、同じく資材単価調査として92万2,900円、糸井地区管路実施設計委託として677万2,700円、(節) 工事請負費につきましては、公共ます設置工事、下水道管布設工事のほかに下水道マンホールポンプ通報装置更新工事として396万円、下水道マンホール蓋更新工事として249万8,100円を支出しております。

24ページをお願いします。

(目) 流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道分として3,836万9,472円を前処理場分として391万862円を支出しております。これは、揖保川流域下水道の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県負担分を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。太子町における負担割合は、管渠については12.25%、処理場につきましては15.78%となっております。

(項) 企業債償還金、(目) 企業債償還金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る元金として合わせて9億7,014万1,954円を支出しており、前年度比130万1,742円の増となっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(玉田正典) これで日程第26、認定第1号から日程第32、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで令和2年度一般会計・特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

村瀬敏紀代表監査委員。

○監査委員(村瀬敏紀) 初めまして。監査委員の村瀬と申します。よろしくお願ひします。お疲れのところですけど、もう少しだけ時間をいただきたいと思ひます。

令和2年度兵庫県太子町の決算審査を堀監査委員とともに実施いたしましたので御報告申し上げます。

まず、令和2年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見でございます。

審査対象、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、特別会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4つの特別会計がございます。付属書類といたしまして、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類でございます。

審査期間ですが、令和3年7月15日から令和3年8月17日まで。

審査の方法は、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類の計数は正確であることを確認しました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。決算の個別意見については、次のとおりでありますので御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見についての御報告でございます。

審査対象、兵庫県太子町水道事業会計決算。

審査日は、同じく令和3年7月15日から令和3年8月17日まで。

審査の方法ですが、審査に当たっては、決算報告書及びその他付属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考に審査を実施しました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。個別意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算審査意見について御報告いたします。

審査対象、兵庫県太子町下水道事業会計決算。

審査日は、同じく令和3年7月15日から令和3年8月17日まで。

審査の方法は、審査に当たっては、決算報告書及びその他付属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政の状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考に審査を実施しました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であるということを確認しました。個別の意見については、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（玉田正典） 決算審査の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（玉田正典） 日程第33、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に杉原勝由副町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました杉原勝由副町長を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました杉原勝由副町長が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は8月31日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後3時09分）